

平成29年度(2017年度)地域医療介護総合確保基金事業

5. 介護従事者の確保に関する事業

	事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H29 事業費(案) (千円)
1	継 介護人材確保連携強化 事業	行政や職能団体、事業者団体等で構成する協議会を設置し、各種団体が連携・協働する場を構築するとともに、介護人材確保・定着の課題解決に向けた具体的な取組等を検討する。	県、介護労働安定センター宮崎支部	①協議会開催 2回 ②作業部会検討会開催 3回 ③実態調査回収率 60%以上	4,394 (H28基金 充当)
2	継 「介護のしごと」理解促進 事業	介護の仕事への理解促進や介護現場で働く人たちの気持ちを広く知ってもらうため、シンポジウムや職場体験事業等を実施する。 ①「介護の心」をテーマにしたシンポジウムの開催 ②「介護のしごと」のPR事業 ・パンフレットの作成 ・「介護のしごと」の職場体験	①県介護福祉士会 ②県老人保健施設協会	①シンポジウムへの参加者数 200名 ②職場体験への参加者数 80名	3,043 (H28基金 充当)
3	新 「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業	「介護の魅力」をテレビ・ラジオ等を通じて情報発信するとともに、2次利用として、放送された番組を配信するホームページの作成や学校に配布するためのDVDの作製等を行う。	番組制作会社	①放送回数 10回 ②放送時間 5分間	11,340 (H28基金 充当)
4	継 福祉・介護人材確保推進事業 (福祉の職場魅力発見事業)	「福祉・介護の仕事」の理解を促進するため、進路指導担当教職員を対象とした研修や、中・高校生を対象とした出前講座、介護事業所等の見学会を開催する。	県社協	①進路指導教職員向け研修 30回 ②「福祉の仕事」出前講座開催数 25回 ③魅力の発見「福祉の職場見学会」参加者数 50名	3,528
5	継 介護未経験者就業支援事業 (就業実践講座実施事業)	介護を就職の選択肢と考えている介護未経験者を対象に、介護に係る基礎知識の習得から介護現場の実態・職場環境を知ることができる「就業実践講座」を開催することで、就業に向けた不安の解消や就業意欲の向上を図り、介護への入職を支援する。	介護福祉士養成施設	研修修了者 240名	5,400
6	継 介護未経験者就業支援事業 (介護業務分類検証事業)	介護業務の分類検証及び業務難易度別の研修を実施する。 A研修:一定の専門的知識等有する比較的 高度な業務 B研修:数時間の研修で得られる程度の専門的知識等が必要となる業務 C研修:マニュアル化が容易で専門的知識等を持たなくても行える業務	県老人保健施設協会	研修受講者 30名	900
7	継 中核的介護人材育成事業 (介護福祉士養成支援事業)	実務経験3年以上の介護職員を雇用している法人が、当該職員に係る実務者研修の受講料を負担した場合に支援を行う。	県	研修受講者 300名	21,200
8	継 介護職員就業・定着促進事業	介護関係の資格を有していない初任段階の介護職員を雇用している法人が、当該職員に係る介護職員初任者研修の受講料を負担した場合に支援を行う。	県	研修修了者 200名	10,000

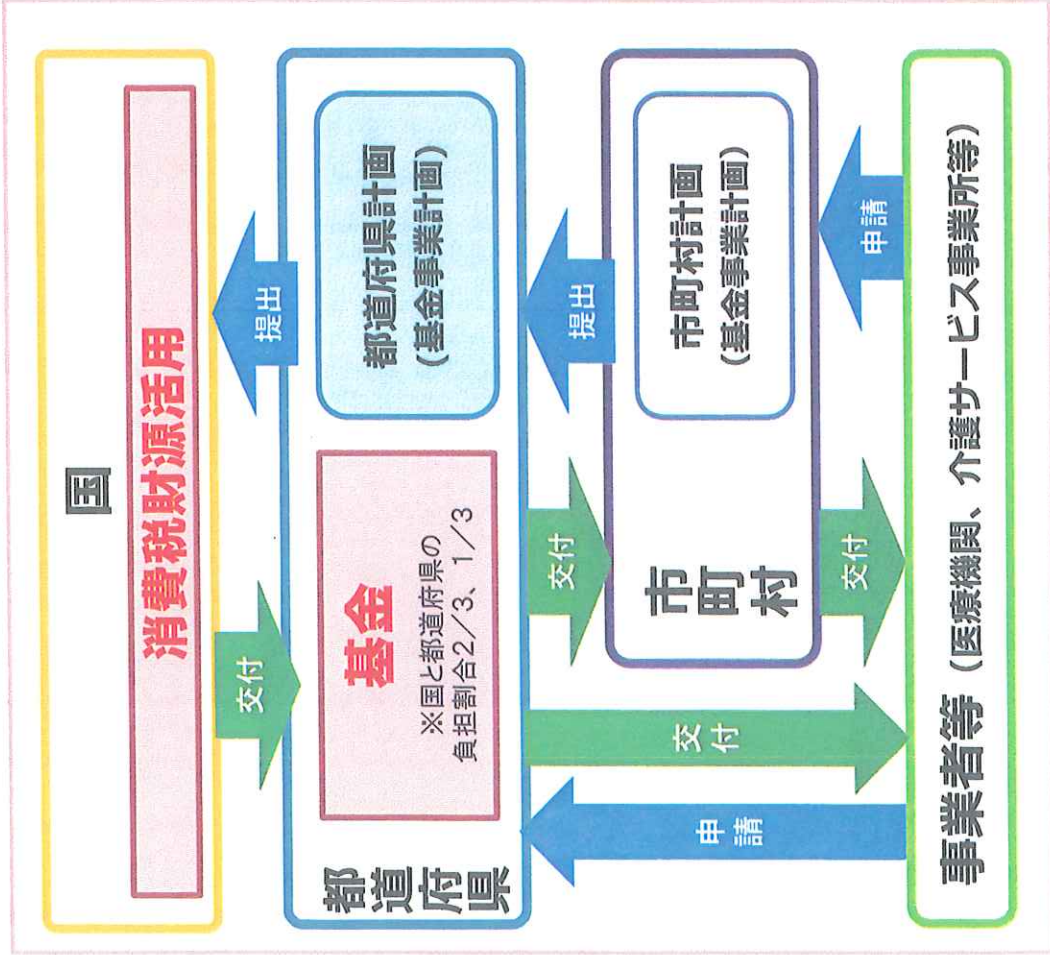
		事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H29 事業費(案) (千円)
9	継	福祉人材センター運営事業 (福祉人材確保重点事業)	求職者等を対象に、県内求人事業所とのマッチングの促進を図るため、就職面接・相談会や就職説明会を開催するとともに、無料職業紹介の土曜日開所を実施する。	県社協	①福祉の仕事就職面接・相談会 参加者250名、参加事業所70事業所 ②福祉の仕事就職説明会 参加者75名、参加事業所30事業所 ③無料職業紹介事業開設日拡充 土曜来所者60名	3,788
10	継	社会福祉研修センター運営事業 (キャリアパス支援事業)	介護職員等を対象に、自らキャリアパスを描き、その段階に応じて求められる能力を習得させるための研修を実施する。	県社協	①初任者コース受講者 360名 ②中堅職員コース受講者 480名 ③チームリーダーコース 360名	3,269
11	継	介護人材キャリアアップ研修支援事業	これまで研修に参加することが困難だった介護職員等を対象に、知識と技能を修得させる機会を広げるため、段階別のキャリアアップ研修を実施する。 ①介護老人保健施設の職員を対象とした段階別のキャリアアップ研修(基礎、中堅、管理者) ②経験の浅い介護職員(有料老人ホーム等)を対象とした介護技術(口腔ケア・ポジショニング等)の指導研修 ③中堅職員(有料老人ホーム等)を対象とした指導業務等に係るグループワーク研修	①県老人保健施設協会 ②③県介護福祉士会	①老健研修の受講者数 300名 ②口腔ケア等研修の受講者数 100名 ③中堅職員研修の受講者数 100名	4,209
12	継	小規模事業所研修確保事業	事業所単独での研修開催や代替職員がいないことで研修派遣が困難な小規模事業所に対し、共同で研修する機会を設けて職員の研修の機会を確保する。 ○レベルⅠ 初任段階の者 ○レベルⅡ 初任段階以外の者	介護福祉士養成施設	研修受講者 300名	3,090
13	継	在宅医療・介護連携ケアマネジメント推進事業	介護支援専門員に対して、医学的知識、医療サービスの活用に関する研修会を開催する。	県介護支援専門員協会	研修会開催 5回	1,414
14	継	介護支援専門員ケアマネジメント向上支援事業	在宅介護の中核的コーディネーターである介護支援専門員の質の向上を図るため、手本となるケアマネナビゲーターが各介護保険施設等へ巡回相談・助言等を実施する。	県介護支援専門員協会	訪問数 200事業所	823
15	継	介護支援専門員研修向上支援事業	介護支援専門員の研修実施の実効性を確保するため研修向上委員会を設置し、研修実施後の評価を基に、更なる効率的効果的な研修の実施方を検討する。	県介護支援専門員協会	受講前と受講後の自己評価が30%以上改善する。	1,722
16	継	喀痰吸引等研修実施事業	医療的ケアを必要とする介護需要に対応するため、指導講師の養成及び介護職員の育成に資する「喀痰吸引等研修」を実施する。	未定	①指導者伝達講習の受講者 150名 ②介護職員等の受講者 200名	16,264
17	継	潜在介護職員再就業促進事業	潜在的な介護福祉士等の介護現場への再就業に係る不安を軽減するため、基礎的技術から専用の福祉用具を使った実用段階のレベルまで、段階に応じた研修を実施する。 ○介護技術基礎講習 ○スライディングボード・シート講習 ○リフトリーダー養成研修(2日間)	県介護福祉士会	研修の受講者数 150名	2,506

		事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H29 事業費(案) (千円)
18	継	中核的介護人材育成事業 (潜在介護福祉士再研修事業)	現在、介護現場を離れている介護福祉士のうち就業意向のある者に対し、専門課程の再研修を実施することで、介護分野への再就業を推進する。	介護福祉士養成施設	受講者数 180名	5,400
19	継	福祉人材センター運営事業 (離職介護福祉士等届出事業)	離職した介護福祉士等の情報を把握し、求人情報や研修情報の提供等効果的な復職支援を行い、介護福祉士等の再就業を促進する。	県社協	届出登録者数150名	1,981
20	継	認知症介護研修事業	認知症高齢者の介護実務者及び指導的立場にある者に対し、介護技術の向上と適切なサービスの充実に図るため、研修を実施する。	県介護福祉士会	①開設者研修 70名 ②管理者研修 80名 ③計画作成担当者研修 30名 ④フォローアップ研修 1名 ⑤認知症介護基礎研修	2,642
21	継	認知症地域支援体制整備事業	認知症の早期診断・早期対応のための体制を整備し、認知症の方に適時適切な医療・介護サービス等の提供の実現のため、研修を実施する。	県医師会	①かかりつけ医研修受講者 70名 ②病院勤務の医療従事者研修受講者 200名 ③認知症サポート医の養成数 10名 ④認知症サポート医スキルアップ研修 60名 ⑤歯科医師研修受講者 100名 ⑥薬剤師研修受講者 100名 ⑦看護師研修受講者 50名 ⑧認知症地域支援推進員研修受講支援 33名 ⑨認知症初期集中支援チーム員研修受講者 30名	8,256 (H27基金 充当)
22	継	高齢者生活支援推進事業	多様な主体による生活支援・介護予防サービス体制の立ち上げ支援を行うため、市町村に設置する生活支援コーディネーターの養成・活動支援及び生活支援体制整備の普及啓発等を行う。	県社協	①生活支援コーディネーター養成数 50名 ②講演会 1回 ③連絡会 1回	1,327
23	継	地域のちから・介護予防推進事業(介護予防ケアマネジメント)	地域包括支援センターにおいて、適切な介護予防マネジメント及び介護予防支援を実施するため基礎研修を実施する。	県介護支援専門員協会	研修受講者数 100名	926
24	改	地域包括ケアシステム構築支援事業	市町村や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議の運営等に対する助言や研修に対する支援等を行うため、広域支援員を配置するとともに、市町村だけでは確保が困難な弁護士等の専門職を地域ケア会議等に派遣する。	県社協	①広域支援員による相談・支援 300件 ②地域ケア会議研修会 100名参加 ③専門職の派遣 12件	8,818
25	継	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業	市民後見人養成研修修了者を「法人後見支援員」として育成するとともに、県内市町村社会福祉協議会による「法人後見」受任体制を構築するため、県社会福祉協議会による講演会等の開催を支援する。	県社協	①市民後見人養成研修 30名 ②法人後見支援員フォローアップ研修 30名 ③法人後見専門員養成研修 20名	6,902
26	継	地域のちから・介護予防推進事業(リハ職等活用による介護予防機能強化)	リハビリテーション専門職が作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に対して介護予防(地域ケア会議での助言者など)についての研修会を開催し、指導者を育成する。	県理学療法士会	①リハ職現地研修 ②リハ職向け研修会 ③連絡会の開催 1回	1,520
27	継	在宅高齢者に対する栄養管理チーム支援推進事業	高齢者の在宅での栄養管理を多職種で行い、在宅医療介護の充実に図るため、在宅での栄養管理チームによる事例検討やその評価・検証等を行う。	県栄養士会	①相談件数 20件 ②研修会参加者 100名 ③在宅栄養管理チーム 3チーム	1,400

		事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	H29 事業費(案) (千円)
28	継	社会福祉研修センター 運営事業(OJTスキル 研修)	介護事業所等の中堅職員やチームリーダーを対 象に、OJTスキルを学び、マネジメント能力やコー チングスキルを身につけるための研修を実施す る。	県社協	①OJTスキル基礎研修受講者 160名 ②OJTスキル実践研修受講者 160名	834
29	継	福祉・介護人材確保推 進事業(ストップ!介護 人材離職防止促進事 業)	職場定着推進フォーラム及び離職防止環境整備 セミナーを開催し、介護職員の離職防止に努める ことにより、福祉・介護人材の確保・定着を推進す る。	県社協	①職場定着推進フォーラム 参加者 200名 ②離職防止環境整備セミナー 参加者 120名	3,369
30	継	雇用管理制度整備支援 事業	小規模の事業者による連絡協議会を県内各地域 で組織し、人事制度・人材育成制度を整備するた めの講義及びワークショップを実施する。	介護労働安定 センター宮崎支 部	人事制度・人材育成制度セミナー 参加法人 40法人	2,000
31	継	腰に優しい介護技術普 及事業	腰痛を予防するための技術や対策の普及・啓発を 進めるため、腰痛対策及び予防教育のためのマ ニュアルを作成した上で、介護従事者を対象に研 修を実施する。また、一般県民等へ腰の負担を軽 減する介護機器の紹介・体験を行うことで普及を 図る。	県理学療法士 会	①腰痛予防研修会実施 12回 延べ参加者数 630名 ②体験者 75名	1,326
32	継	介護ロボット導入調査 検証事業	介護ロボットの性能や運転技術の認知及び介護職 員の業務負担軽減の効用を検証する。	県老人保健施 設協会	検証結果の分析及び報告	5,500

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成29年度予算額
公費90億円(国費60億円)

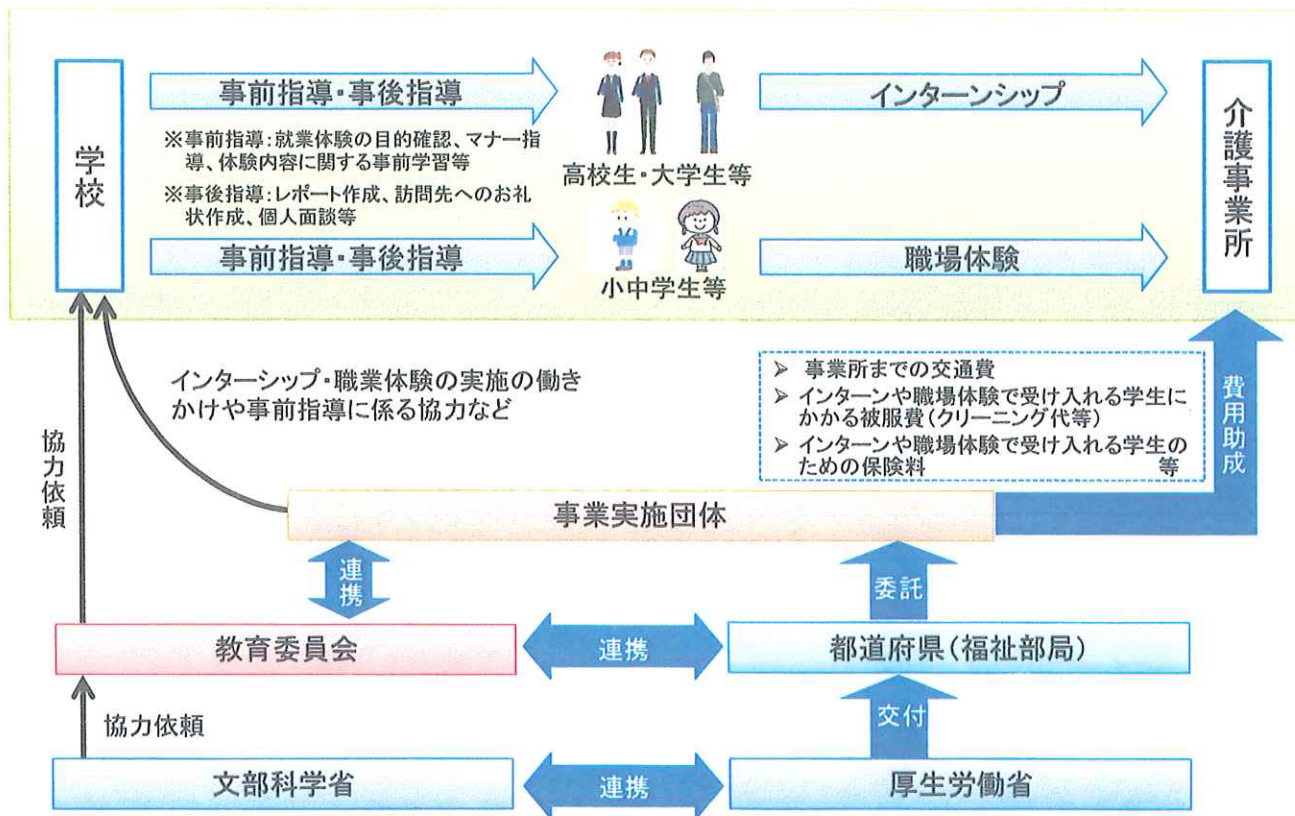
○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ <u>介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進</u> H29新規 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットへの導入支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ グ子育て支援のための代替職員のマッチング ○ <u>介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業</u> H29新規

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置

○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進(事業実施イメージ)



介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業

○介護従事者は、残業や夜勤等が多く、共働きや子育てとの両立に苦慮していることを理由に退職する事例が多い(注)。

○このため、ベビーシッターをはじめとする児童の預かりサービスの利用を促進して、介護従事者の負担軽減を図ることにより、仕事と子育ての両立支援による離職防止、就労の継続、待遇改善等を推進する。

(注)平成24年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)によれば、結婚・出産・育児で離職した介護従事者は、離職者全体の31.7%。

<事業内容>

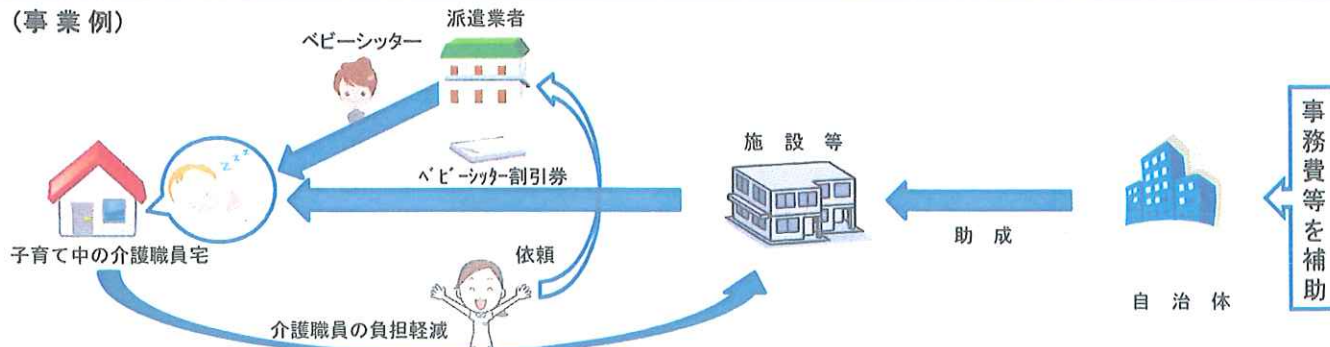
介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業者等がその費用の一部を負担する際の補助を行う。

(事業例)

未就学児童等を持つ子育て中の介護職員を対象として、ベビーシッターの利用割引券を配付する場合の費用の助成を行う。

<実施主体> 都道府県

(事業例)



別記 2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費に対して助成する。

(2) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

(3) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(4) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

(5) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

(6) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(7) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(8) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(9) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(10) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・I・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(11) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(12) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(13) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(14) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(15) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(16) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(17) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材（生活支援コーディネーター）育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(18) 権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

(19) 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業

都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

(20) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(21) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

なお、情報共有のための PC やモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。

ロ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取組みを実施するための経費に対し助成する。

(22) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(23) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の支給を受けた介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度のみならず、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(24) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。